

EMPの普及促進に係る補助金交付要綱

	令和3年4月1日付2戦戦特第1018号
改正	令和4年4月1日付3政戦戦第1189号
改正	令和5年4月1日付4政戦戦第1308号
改正	令和6年4月1日付5ス戦事第1230号

(通則)

第1条 EMPの普及促進に係る補助金(以下「補助金」という。)の交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及び東京都補助金等交付規則の施行について(昭和37年12月11日37財主調発第20号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本事業は新興資産運用業者(EM)を育成するために実施する。この要綱は、一般社団法人東京国際金融機構(以下「補助事業者」という。)が行うEMP(新興資産運用業者育成プログラム)の普及促進に係る事業(以下「補助事業」という。)の実施に必要な経費を補助することにより、事業の効率的かつ効果的な実施に寄与することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第3条 補助事業及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助率)

第4条 補助事業者に対して交付する補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の10分の10以内とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、この補助金の交付を受けようとするときは、東京都と協議の上様式第1による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付決定を行い、様式第2により補助事業者に通知するものとする。

2 知事が必要と認めるときは、前項の交付決定において補助金の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて補助金交付を決定することができる。

(申請の撤回)

第7条 補助事業者は、前条の規定に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して異議があるときは、補助金の交付の申請を撤回することができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の交付の申請を撤回する場合には、前条の通知書が交付された日から14日以内に様式第3の届出書を知事に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消し)

第8条 知事は、補助金交付を決定した場合において、その後の事情の変更等により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 前項の規定による補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続す

る必要がなくなった場合に限る。

3 第1項の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要なになった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

(契約)

第8条の2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、競争入札（地方自治法第234条（昭和22年法律第67号）第3項において定める「競争入札」と同じ。）に付きなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、競争入札に付することが困難又は不適當である場合は、随意契約（同条第1項において定める「随意契約」と同じ。）をすることができる。

(計画変更等の承認)

第9条 補助事業者は、次の各号にいずれかに該当するときは、東京都と協議の上、あらかじめ様式第4により申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に実質的影響のない軽微な変更についてはこの限りではない。

(1) 補助事業の経費区分ごとの配分額を20パーセントを超えて変更しようとするとき。

(2) 交付決定を受けた補助事業について、その内容を変更して実施しようとするとき。

2 知事は、前項の承認に際して、必要に応じ補助金の交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

3 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、その理由（中止しようとする場合は、再開の見通しを含む。）を記載した様式第5による申請書を知事に提出して、あらかじめその承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第6による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、原則として四半期に1回以上、東京都へ報告するとともに、各四半期終了日現在の補助事業の遂行状況について、各四半期終了後15日以内に様式第7による補助事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は会計年度が終了したときは、速やかに様式第8による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の支払等)

第13条 補助金の支払は、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号。以下「会計規則」という。）第83条第1項第4号により概算払とし、補助事業者からの請求に基づいて支払うものとする。なお、補助事業者の事業計画及び事業執行状況に応じて四半期分毎に年4回まで分割することができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の支払を受けようとするときは、様式第9による請求書を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第15条に定める補助金の額の確定通知受領後、会計規則第83条

第4項及び第5項により速やかに補助金の精算を行い、様式第10による精算書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第11により速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に相当する額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、第12条の規定による実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第12により補助事業者へ通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 知事は、前条の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるための措置を命ずることができる。

(決定の取消し等)

第17条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、この交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第15条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第18条 知事は、第8条第1項又は前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者へ補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、第15条の規定により補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第19条 第17条第1項の規定により、この補助金の交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、知事が前条第1項の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当た

りの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第20条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものととし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第21条 第19条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産処分制限)

第22条 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業者は、あらかじめ書面により知事の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に定める期間を経過したものは、この限りでない。

(立入検査)

第23条 知事は、東京都職員をして、補助事業者に対して報告を求め、又はその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助事業の経理)

第24条 補助事業者は、補助金に係る経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 補助金の交付対象（第3条関係）

補助金の交付の対象となる事業	
<p>補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者が行う次に掲げる業務で、必要かつ適当と認めるものについて、下記経費区分に掲げる経費を交付する。補助事業の遂行にあたっては、補助金の交付の目的を達成するため補助金交付の決定の内容及びこれに附した条件に従い、善良な管理者の注意をもって効率的かつ効果的に実施するとともに、必要な範囲において、東京都の意見を最大限反映するよう努めること。</p>	
補助対象経費の区分	
事業	経費明細
EMPの普及促進に係る事業	<p>1 EMP懇談会等の開催 将来大手金融機関等から独立系新興資産運用業者への資金拠出を目指すため、四半期に一回程度懇談会を開催し、今後の取組についての意見交換を行う。また、資金拠出を促進する一環として、独立系新興資産運用業者の発掘とカタログ化を検討する。</p>
	<p>2 海外機関投資家の誘致およびマッチングイベントの開催 EMカタログに基づき、当該年度初日において、原則として投資運用業（適格投資家向け投資運用業を含む）、投資助言代理業の登録者又はファンド運用業の届出を行い一定期間（別途EMP懇談会で議論）の決算を終えていない独立系新興資産運用業者等（今後創業、登録を目指すファンドマネージャーを含む）と国内外の機関投資家（投資資金の出し手）との個別マッチングイベントを開催する。</p>
	<p>3 TAMF（EMPセミナー）の開催 EMPの認知度向上及びEM等と国内機関投資家とのマッチングを目的とするセミナー</p>
	<p>4 独立開業道場の開催と個別相談会の実施 都内で資産運用業の創業を希望する方向けの情報提供セミナー（4回）と個別相談会（16者）を開催する</p>
	<p>5 その他関連費用</p>

補助事業の全部又は一部を委託する場合は、事前に東京都と具体的事業内容等を協議すること。

東 京 都 知 事 殿

所在地
名 称
代表者

年度EMPの普及促進に係る補助金交付申請書

このことについて、EMPの普及促進に係る補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

3 補助金交付申請額 円
(補助事業に要する経費)

4 補助事業の期間
年 月 日から 年 月 日まで

※収支予算・四半期別請求（執行）予定額は別紙

5 添付書類（申請日時時点で提出できる最新のもの）

- (1) 定款
- (2) 事業概要
- (3) 事業報告・決算書

収 支 予 算

自 年 月 日
至 年 月 日

(収入の部)

(単位：千円)

区 分	予算額	前年度予算額	比 較 増 (△) 減	説 明
(総収入額)				
EMPの普及促進 に係る事業				
(科目)				

(支出の部)

(単位：千円)

EMPの普及促進に係る事業

区 分	予算額	前年度予算額	比 較 増 (△) 減	説 明
(総支出額)				
(区分)				
(科目)				

四半期別請求（執行）予定額

自 年 月 日
至 年 月 日

(収入の部)

(単位：千円)

区 分	予 算 額	四 半 期 別 請 求 予 定 額				説 明
		第 1	第 2	第 3	第 4	
(総収入額)						
EMPの普及促進に係る事業						
(科目)						

(支出の部)

(単位：千円)

EMPの普及促進に係る事業

区 分	予 算 額	四 半 期 別 執 行 予 定 額				説 明
		第 1	第 2	第 3	第 4	
(総支出額)						
(区分)						
(科目)						

所在地
名 称

年 月 日付 第 号で申請のあったEMPの普及促進に係る補助事業（以下「補助事業」という。）については、下記により補助金を交付する。

年 月 日

東京都知事

記

第1 補助金額

円

なお、補助金は、一般社団法人東京国際金融機構（以下「補助事業者」という。）からの請求に基づき、交付する。

また、当該交付に基づく精算書については、補助事業終了後速やかに提出するものとする。

第2 補助事業の目的及び内容等

補助事業の目的及び内容、補助事業に要する経費、当該経費の配分及びこれに対応する補助金の配分額は申請書記載のとおりとする。

第3 補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、この交付決定後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- (2) (1)の規定による補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
- (3) (1)の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要なになった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。
 - ア 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - イ 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支

払に要する経費

2 承認事項

(1) 補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、**東京都と協議の上**、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の経費区分ごとの配分額を20パーセントを超えて変更しようとするとき。

イ 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 知事は、(1)の規定の承認に際し、必要に応じ、補助金の交付決定の内容を変更し、条件を付すことがある。

3 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び状況を書面により知事に提出し、その指示を受けなければならない。

4 状況報告

補助事業者は、補助事業の遂行状況について、適宜東京都へ共有するとともに、毎四半期終了日現在の補助事業の遂行状況について、翌月15日までに様式第7による補助事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

5 遂行命令等

(1) 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命じる。

(2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

6 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で会計年度が終了したときは、速やかに様式第8による実績報告書を知事に提出しなければならない。

7 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第11により速やかに知事に報告しなければならない。

(2) 知事は、(1)の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

8 補助金の額の確定

知事は、6の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した

条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第12による補助金の額の確定通知書をもって通知する。

9 是正のための措置

知事は、8に規定する調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるための措置をとることを命ずる。

10 決定の取消し

(1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、この交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。

(2) (1)の規定は、8の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

11 補助金の返還

(1) 知事は、1又は10の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(2) 知事は、8の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

12 違約加算金及び延滞金

(1) 知事が、10(1)の規定により、この交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたとき、補助事業者は、当該命令に係る補助金を受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(3) (1)及び(2)に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

13 違約加算金の基礎となる額の計算

(1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における12(1)の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該

返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- (2) 12(1)の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

14 延滞金の基礎となる額の計算

12(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

15 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

16 財産処分の制限

補助事業者が補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業者は、あらかじめ書面により知事の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過したものは、この限りでない。

17 補助金の経理等

補助事業者は、補助金に係る経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、事業ごとにその収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

18 申請の撤回

補助事業者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

様式第3 (第7条関係)

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所在地
名 称
代表者

年度EMPの普及促進に係る補助金の交付申請の撤回について

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった標記
補助金の交付の申請は、下記の理由により撤回したいので、EMPの普及促進に係
る補助金交付要綱第7条の規定に基づき届け出ます。

記

撤回の理由

様式第4（第9条関係）

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所在地
名 称
代表者

年度EMPの普及促進に係る補助事業の内容（経費の配分）変更承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった標記補助事業（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、EMPの普及促進に係る補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、変更承認を申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

（注）1 変更の内容及び理由は、できる限り詳細に記入すること。

2 経費の配分の変更を行う場合は、新旧対照表を添付すること。

様式第5（第9条関係）

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所在地
名 称
代表者

年度EMPの普及促進に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった標記補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、EMPの普及促進に係る補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

様式第6（第10条関係）

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所在地
名 称
代表者

年度EMPの普及促進に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった標記補助事業に係る事故（遅延）について、EMPの普及促進に係る補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 事故（遅延）の内容
- 3 事故（遅延）に対する措置
- 4 補助事業の遂行及び完了の予定

東 京 都 知 事 殿

所在地
名 称
代表者

年度EMPの普及促進に係る補助事業遂行状況報告書

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった標記補助事業の実施に関し、EMPの普及促進に係る補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の執行状況

(単位:千円)

EMPの普及促進に係る事業

区分	当 初 交付額	流用額	(A) 変更後 交付額	(B) 累計 受領額	(C) 累計 支出済額	(D)=(B)-(C) 未執 行額	(E) 今後執行 見込額	(F)=(D)-(E) 差引 過不足額
(区分)								
(科目)								

2 補助事業の進捗状況

3 当初計画からの変更点

4 未執行額の主な理由及び今後の執行見込

様式第8（第12条関係）

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所在地
名 称
代表者

年度EMPの普及促進に係る補助事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知を受けた標記補助事業は、
年 月 日をもって完了(廃止)しましたので、EMPの普及促進に係る補助
金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業実施状況

- (1) 補助事業の内容
- (2) 補助事業の実施状況
- (3) 補助事業期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 補助事業収支状況

- (1) 補助金受領額 円
- (2) 補助金支払額 円
- (3) 補助金返還額 円
- (4) 経費配分決算額（収支決算は別紙）

EMPの普及促進に係る事業

区 分	配分額 A	決算額 B	返還額 A - B
(区分)	円	円	円

収 支 決 算

自 年 月 日
至 年 月 日

(収入の部)

(単位：円)

科 目			予算額	流用額	予算現額	決算額	不用額	内訳
款	項	目						
(総収入額)								
EMPの普及促進に係る事業								
	(科目)							

※内訳には補助金交付番号（交付年月日）及び収入年月日、金額を必ず記載のこと。

(支出の部)

(単位：円)

EMPの普及促進に係る事業

科 目			予算額	流用額	予算現額	決算額	不用額	内訳
款	項	目						
(総支出額)								
	(区分)							
	(科目)							

様式第9（第13条関係）

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所在地
名 称
代表者

年度EMPの普及促進に係る補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号で交付決定通知を受けた標記補助金の概算払を受けたいので、EMPの普及促進に係る補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

	金	円
今回所要額（A）		円
前回繰越額（B）		円
請求額（A）－（B）		円

2 請求内訳

別紙のとおり

様式第9 別紙

請求内訳

(単位：円)

EMPの普及促進に係る事業

区 分	請 求 額				請求額の説明
		今回所要額 (A)	前回繰越額 (B)	請 求 額 (A) - (B)	
(区分)					
(科目)					
合 計					

様式第10（第13条関係）

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所在地
名 称
代表者

年度EMPの普及促進に係る補助金概算払精算書

年 月 日付 第 号で交付決定通知を受けた標記補助金の概算払について、EMPの普及促進に係る補助金交付要綱第13条第3項の規定に基づき、下記のとおり精算します。

記

1 交付決定額 金 円

2 今回精算額

区 分	金 額
概 算 受 領 額	円
支 出 済 額	円
返 還 額	円

（内訳は別紙のとおり）

様式第10 別紙1

年度EMPの普及促進に係る補助金精算内訳

(単位：円)

EMPの普及促進に係る事業

区 分	受領額	支出済額	残額
(区分)			
合 計			

様式第10 別紙2

年度EMPの普及促進に係る補助金概算払精算表

(単位:円)

EMPの普及促進に係る事業

項目 区分	補助金交付決定額			概算払受領額	支出済額	残 額	支出済額説明
	既 交 付 決 定 額	流 用 額	合 計				
(区分)							
(科目)							
合 計							

様式第11(第14条関係)

番 号
年 月 日

東京都知事殿

住所
名称
代表者

年度消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

EMPの普及促進に係る補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1 補助金額(知事が確定通知書により通知した額) | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 円 |

様式第12（第15条関係）

番 号
年 月 日

所 在 地
名 称
代 表 者

年 月 日付第 号をもって交付決定した、 年度EMPの普及促進に係る補助金については、 年 月 日付けで提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、その額を金 円に確定する。

なお、既に交付した補助金との差額 円を 年 月 日までに返還するよう命ずる。

交付決定額 円
補助金確定額 円
補助金返還額 円

年 月 日

東京都知事